

中国個人所得税の改正

August 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

2018 年 6 月 29 日、個人所得税法修正草案が第 13 回全国人民代表大会常務委員会第三次会議の審議にかけられました。これは 1980 年以降第 7 回目となる修正であるとともに、初めての根本的な改正となる予定です。

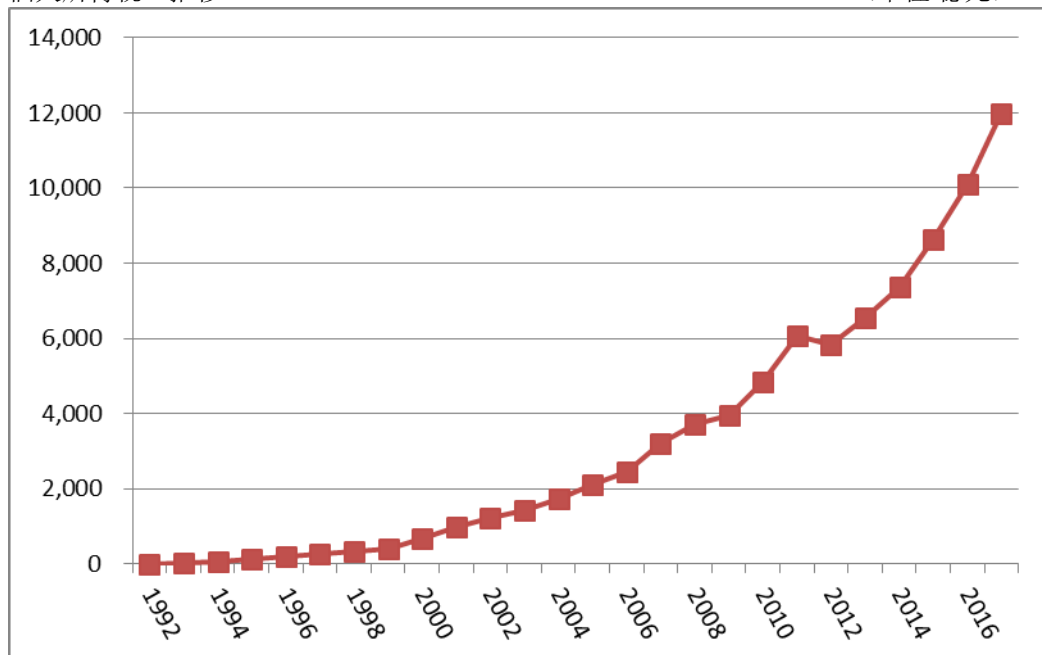
中国個人所得税

1950年代、中国建国後間もなく個人所得税は法令として定められたものの、計画経済による利益分配を基礎とした制度下では、その徴収は行われず、1980年代の改革開放政策の下、中国を訪れるようになった外国籍人員に対する徴収として初めてその施行が開始されたものです。

その後、1994年に外国籍人員に対する個人所得税、国内人員に対する個人工商業者所得税及び個人収入調節税の3税制が現在の個人所得税に統一され、その後も1999年に長らく徴収が免除されてきた利子所得課税の開始、2010年からは上場企業株式売却益にかかわる課税の開始等、順次調整が行われながら現在に至っています。

個人所得税の推移

(単位:億元)



(出典：中国財政部税収増加構造分析、国家税務総局税収統計資料より作成)

上図の通り、個人所得税収入については、1992年の6.3億元から2017年の11,966億元に至るまで、実に1,900倍に増加していることが分かります。また、2007年からの10年間だけをとっても約4倍の増加を見せており、乗数的に増加していることが良く読み取れます。

しかしながら、2012年においては、個人所得税施行以来、初めてその税収入額に減少がみられています。この主な原因としては、2011年9月からの給与所得課税における基礎控除額の引上げが挙げられますが、それ以降は再度順調な伸びを示しており、税収全体に占める割合についても1992年当初の0.2%から2017年の8.3%にまでほぼ一貫して上昇しています。

税収に占める個人所得税比率の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	中国
比率	30.9%	75.5% (連邦)	36.3%	40.8%	37.9%	8.3%

(出典:財務省 HP 個人所得課税の国際比較(中国以外))

注)日本については国税収入に占める個人所得税(国税)割合

中国個人所得税がその税収全体に占める割合は、他国との比較では極めて低いものとなっています。社会的公平性の観点から累進超過税率制がとられることの多い個人所得税について、貧富の差が激しいほど税収額は大きくなるものといえ、近年急速に富裕層の拡大が見られる中国においても、理論的には、さらなる個人所得税収の増加が見られる可能性があるものと考えられます。

仮に、上図において、中国を除き最も個人所得税比率の低い日本と同程度の 30%前後の個人所得税比率を達成した場合には、現状の中国税収総額である約 14.5 兆円にあてはめると、個人所得税額は約 4.5 兆円と計算され、現実の個人所得税額約 1.2 兆円と比較し、いまだ 3.3 兆円の租税負担能力があるものと計算されます。このことは、日本円換算で 50 兆円としてほぼ日本の全体税収の半分の金額について、課税余地が存在するものといえ、この税収確保は今後の中国財政政策の最も重要な課題の 1 つであるものと考えられます。

このように 1990 年代初頭に外資導入の一環として外国籍人員及び外商投資企業並びに大手企業に勤務する従業員を中心として策定された中国個人税制ですが、中国経済の大きな発展による社会構造変化により実態にそぐわないものとなっていました。これについて、今回初めての大きな改正がなされたものといえますが、同時に、今後も継続的な調整が行われていくものと考えられます。

今回の修正案の内容

以下の内容については、現在、パブリックコメントが求められており、最終的な決定ではなく、今後も修正がなされる可能性があります。

【税額計算方法にかかわる修正】

①居住者概念の修正（満 1 年基準の見直し）

従来の居住者概念とは、「中国国内において住所を有する、または、中国国内に満 1 年居住した個人」をいうものとされていました。ここで、中国国内に満 1 年居住するとは、一納税年度に中国国内に 365 日居住することをいい、一時的に出国する場合（一納税年度において 1 回に 30 日を超えない、または何回かを累計して 90 日を超えない出国）には、その日数を控除しないものとされています。

今回の修正案においては、居住者とは、中国に住所を有する、または、住所を有さないが一納税年度に中国国内に満 183 日居住する個人をいうものとされました。

従って、従来は一納税年度において 90 日を超えて中国に滞在しない場合には非居住者とされていたことと比較して、居住者の範囲を広げたものといえ、このことは、現在の二重非課税防止という BEPS の流れに即したものであるでしょう。

また、居住者の概念の修正に対応して、非居住者の概念についても、中国国内に住所を有さないうえ居住しない、または住所を有さず、かつ一納税年度に中国国内に満 183 日居住しない個人となりました。

これらから、従来は 1 月 1 日に赴任しない限りは赴任初年度から居住者となることはありませんでしたが、今後は年度内の赴任であったとしても居住者となる可能性があるものとなりました。

さらに、ここでの問題として考えられるのは、例えば長期出張等により、生活の本拠を中国国外に残したまま 183 日を超えて中国国内に滞在した場合には、形式的に中国における居住者とみなされるものといえ、全世界所得にかかわる納税を両国で求められる場合があるということです。

また、日本のような、生活の本拠を有する（住所を有する）ことを判断するためにいわゆる“住所の有無の推定規定”が設けられていないことから、客観的判断が困難な場合があると考えられ、具体的には、年度の後半に中国

に赴任した場合や年度の前半に帰任した場合等については、非居住者とされるのか否かについて判断が難しくなるものと考えられます。

②総合所得概念の導入

現在の賃金・給与所得、役務報酬所得、原稿料所得、使用料所得をまとめて総合所得とし、一括して課税所得及び税額の計算を行うものとなります。

ここではこれらの税額計算を年度で計算するものとし、これに対応して、基礎控除額を年間額である 60,000 元（月額 5,000 元に相当）とし、さらに、特別控除や特別付加控除、別途規定される控除が認められるものとなっています。特別控除には、基本養老保険、医療保険、失業保険等の社会保険費用及び公的住宅積立金が含まれ、特別付加控除には子女教育費、継続教育、高額医療費、住宅借入金利息、住宅家賃等の支出が含まれます。

また、原稿料所得については、収入額の 70% が課税所得とされます。

以上のような内容から計算された総合所得課税所得額について、以下のような累進超過税率が適用され、総合所得要納税額が計算されることになります。

総合所得にかかわる適用税率

級数	年間課税所得額	税率 (%)
1	36,000 元以下	3
2	36,000 元超 144,000 元以下	10
3	144,000 元超 300,000 元以下	20
4	300,000 元超 420,000 元以下	25
5	420,000 元超 660,000 元以下	30
6	660,000 元超 960,000 元以下	35
7	960,000 元超	45

参考: 従来の賃金・給与所得に対する適用税率

級	各月の課税所得金額	税率 (%)
1	1,500 元以下	3
2	1,500 元超 4,500 元以下	10
3	4,500 元超 9,000 元以下	20
4	9,000 元超 35,000 元以下	25
5	35,000 元超 55,000 元以下	30
6	55,000 元超 80,000 元以下	35
7	80,000 元超	45

また、非居住者については、賃金・給与所得については基礎控除額を 5,000 元として毎月の課税所得を計算し、役務報酬所得、原稿料所得、使用料所得については都度毎の収入額を課税所得として税額を計算するものとされ、基本的には従来の分離課税方式がそのまま採用されることになります。

③経営所得としての統合

従来、独立の所得項目であった、個人事業者の生産経営所得と企業・事業単位からの請負経営、リース借受経営所得が、経営所得として統合されました。これについては、基本的に大幅な減税となっているといえますが、そもそも個人での事業に従事することが制度的に制限されていることから考えて、大きな影響を有するものではないと考えられます。

④その他

これら以外については、僅少な修正となりますが、財産賃貸所得において認められていた修繕費用の控除が認められなくなったことや、公共性のある寄付金等についての控除などが挙げられます。

【手続き面での改正】

①自己申告

従来、実施条例において以下のいずれかの条件を有する者については、納税年度（暦年）終了後 3 か月以内に税務局において年度申告を行うものとされています。

- (1) 年所得 12 万元以上の所得を得ている者
- (2) 中国国内 2 箇所以上において給料賃金所得を得ている者
- (3) 中国国外より所得を得ている者
- (4) 源泉徴収義務者のない課税所得を得ている者
- (5) その他国務院の規定する者

今回の改正において、条例上、以下のような場合には自己申告が必要とされています。

- (1) 総合所得を取得し確定申告納付（汇算清缴）を要する
- (2) 源泉徴収義務者のない課税所得を得ている
- (3) 源泉徴収義務者が源泉控除を行っていない
- (4) 国外源泉所得を取得している
- (5) 国外への移民により中国戸籍を抹消する
- (6) 非居住者で中国国内 2 箇所以上において給料賃金所得を得ている
- (7) その他国務院の規定する情況

ここでは、年度申告にかかわる修正ではないものの、年度申告との関連も強いものといえ、年度申告においても基本的に同様の修正が図られるものと予想されるでしょう。

②総合所得にかかわる仮源泉徴収納税（预扣预缴税款）制度

総合所得について源泉徴収義務者がいる場合には、源泉徴収義務者は月又は都度毎に仮源泉徴収納税（预扣预缴税款）を行うものとされ、居住者は年度終了後に追加納税または還付税額がある場合には、確定申告納付（汇算清缴）を行うものとされています。

一方で、非居住者については、同様に源泉徴収義務者は月又は都度毎に源泉徴収納税（扣缴税款）を行うものとされているものの、確定申告納付（汇算清缴）は行われないものとされています。これは月次または都度毎に課税関係が完了するという意味では理解できるものの、上述のように非居住者で中国国内 2 箇所以上において給料賃金所得を得ている場合には申告だけ必要とされ、確定申告納付（汇算清缴）が行われないということは実務的には矛盾しているものと考えられます。

また、居住者が源泉徴収義務者に対して特別付加控除にかかわる情報を提供する場合には、源泉徴収義務者は仮源泉徴収納税（预扣预缴税款）に際して規定に従い控除を行わなければならないと認められないものとされています。

③申告納税期限にかかわる修正

総合所得にかかわる確定申告納付（汇算清缴）については、年度終了後翌年の 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に行うものとされており、年度申告についても同様の時期に実施されるものと考えられます。

また、源泉徴収義務者が月毎に源泉徴収納税を行う場合には、翌月の 15 日までに国庫に納付し、税務機関に納税申告表を送付するものとされており、従来との変更はありません。

そして、源泉徴収義務者が源泉控除を行っていない場合、納税者は年度終了後翌年の 6 月 30 日までに税額を納付するものとされました。

また、源泉徴収義務者のない課税所得を得ている場合には、納税者は所得を取得した翌月の 15 日までに税務機関に納税申告表を送付し、税額を納付するものとされました。

また、国外源泉所得を取得している場合については、年度終了後翌年の 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に行うものとされ、従来の翌年の 30 日以内と比較してスケジュール的には大幅に緩和されたといえます。非居住者で中国国内 2 箇所以上において給料賃金所得を得ている場合には、翌月の 15 日までに税務機関に申告納税を行わなければならないものとされました。

また、納税者が確定申告納付（汇算清缴）または源泉徴収義務者が納税者のために確定申告納付（汇算清缴）を行い、還付を受ける場合には、税務機関は審査承認後、国庫管理の関連規定に従い税還付を行うものとされています。

【今後予想される対応的な修正】

①外国籍人員に対する優遇税制の調整

基礎控除額が月額 5,000 元に加算され、子女教育費、家賃等について控除が認められることとなる場合には、従来の外国籍人員に対する優遇税制の意義はほぼなくなるものといえ、外国籍人員に対する優遇税制前提についても調整がなされる可能性が予想されます。

この際には、従来認められていた満 5 年以下の場合の国外所得にかかわる免税について調整がなされるか否かが注目されるといえるでしょう。

②年度申告制度にかかわる調整

総合所得について年度課税方式が採用されたことから、従来の 12 万元以上の課税所得を有する場合に必要とされた年度申告制度から、より一般的な年度申告制度に調整がなされる可能性が考えられます。

ここでは、確定申告納付（汇算清缴）にかかわる制度の調整も予想され、日本における年末調整のような源泉徴収義務者による年度申告または確定申告納付（汇算清缴）の導入が予想されています。

③仮源泉徴収制度にかかわる調整

総合所得課税となり年度で課税所得額を計算するものの、全員全額源泉徴収申告制度には変化がなく、月次計算による仮源泉徴収が求められることから、暫定適用税率の計算方法等について詳細な補足が設けられるものと予想されます。

以上のように、今回予想される中国個人所得税改正は、制定後 25 年を経て、現状とかい離れた制度を修正するといった側面と今後の個人所得税制をより完全なものとしていく基礎とするといった側面の両方を有するものといえるでしょう。

とりわけ増値税の税率の低減及び輸出還付の増加により、増値税等間接税の税収全体の割合を低減することを目指している中国においては、直接税の比率上昇の多くを個人所得税により賄うことは必須であると予想され、個人所得税の今後の改正についてはますます注目していく必要があるといえるでしょう。

以上

この記事はみずほ銀行のMIZUHO CHINA MONTHLY2018 年8月号からの転載記事となります。
(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn